

# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成28年2月号 vol.16



確定申告の時期が到来し、いよいよ繁忙期に入ってまいりました。  
しかし、その忙しい時期を前にして、1月11日の成人の日に”少年H倶楽部”というランニングクラブを立ち上げました。ランニング経験は問わず、初心者の方でも身体を動かすことの基本から学べる場を設け、ゆくゆくはみんなでリレーマラソンに参加したり、観光を兼ねたマラソンツアーを企画したり、このクラブを通して人の輪が広がる場を作りたいと考えております。  
興味がある方は、是非ご一報ください！！



## ”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

相続をきっかけに被相続人が一人で住んでいた家屋が空き家となるケースが増えています。昨年は、空き家に対する固定資産税が課税強化されるなどといった法律が整備されました。平成28年の税制改正では、こういった相続空き家を相続人が譲渡した場合の譲渡所得を軽減する措置が創設されます。

### ”相続空き家の譲渡所得から3,000万円を控除することができます”

家屋を譲渡した場合には、譲渡価額から取得費や譲渡費用を差し引いた譲渡所得に対し税金がかかります。ご自身が住んでいた家屋であればいくつかの軽減措置があり、税金がかかるケースはあまりありません。一方で、被相続人が亡くなった後に、相続人が空き家を譲渡した場合には税金がかかってしまうというケースは多くあり、今回の措置は注目すべきものになります。

#### 【対象となる家屋】

- ・被相続人のみが居住していた家屋で相続で空き家となったもの、またはその空き家を除去した後の敷地であること
- ・相続時から3年を経過する日を含む12月31日までの譲渡であること
- ・昭和56年5月31日以前に建築されたものに限り、耐震性がない場合は耐震リフォームを行うこと
- ・相続時から譲渡時点までに居住や貸付け、事業のために使われたものでないこと
- ・譲渡価額が1億円以下であること

### 「今月の本の紹介」

「ビジネススクールでは学べない世界最先端の経営学」  
(入山 章栄 著・日経BP社)

本書には、様々な世界最先端の経営学の専門用語が登場しますが、それを筆者が、私たちの身近なビジネス課題に合わせ、分かりやすく解説しています。

特に、「イノベーション理論と日本企業の構造」を解説した部分には、今後の事務所経営をしていく思考のヒントを与えられた気がします。

ビジネススクールでは教えてくれない世界最先端のビジネスの知に触れてみてはいかがでしょうか。

### 「旬のレシピ」

<豚肉と菜の花のオイスター炒め>

- ・豚バラかたまり肉200g →1cm厚さカットし、塩・コショウで下味
- ・菜の花 1/2束 →半分にかつし、下茹でをしペーパーで水切り
- ・にんにく1/2片をみじん切り
- ・ごま油 大1/2、しょうゆ 大1、酒 大1/2、砂糖 小1/3  
オイスター 大1 (A)

- ①フライパンにごま油、豚肉を焼く(焼き目をつける)
- ②にんにくを入れ炒める。
- ③菜の花を加え、油がまわったら(A)を入れる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-1 0第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所